



クリエイターズショップ・ループ出店者利用規程

株式会社国際デザインセンター

(総則)

第1条

本規程は、株式会社国際デザインセンター(以下「運営者」という。)及び運営者が指定する販売業務受託者(以下「販売業務受託者」という。)が運営するクリエイター創業支援スペース「クリエイターズショップ・ループ」(以下、クリエイターズショップ・ループという。)への出店に際し、出店者が遵守する事項について定めるものです。すべての出店者は本規程に則り活動するものとします。

(出店資格)

第2条

- 1 出店者は、運営者が定める出店者募集要項による応募資格を持つ者としてします。
- 2 出店者は、運営者が定める方法で応募登録を行い、出店者選定審査会の選定により承認を得た者としてします。
- 3 出品にあたる商品の著作権及び販売に関する権利については、出店者がその責務を負うものとします。
- 4 出店者がグループ、法人で出店する場合、出店にかかる責務は、連絡担当者及び応募登録時に登録された代表者にあるものとします。また、運営者及び販売業務受託者は全ての連絡を応募登録時に登録された連絡担当者に行うものとします。
- 5 出店者は、名古屋市からの依頼に応じ、出店期間終了後2年間、年1回の事業報告をするものとします。

(出店契約・諸費用)

第3条

出店者は、出店に際し、別に定める出店契約書にもとづき、運営者と契約を締結し、運営者の定める方法で諸費用を支払うものとします。

(出店のキャンセル・変更)

第4条

- 1 出店者は、運営者との出店契約締結後、原則として出店の取り消し、あるいは出店条件を変更することはできません。
- 2 出店契約締結後、何らかの事情により、出店者がやむなく出店を取りやめる場合は、速やかに運営者に連絡を行い、出店の有無、期間に関わらず、契約期間内の諸費用全額を運営者に支払うものとします。

(商品の陳列)

第5条

- 1 出店者は、クリエイターズショップ・ループにおいて、スペースAの場合1出店者あたり高さ3m、面積最大16㎡を、スペースBの場合、高さ3m、面積最大8㎡を使用することができます。
- 2 店舗内における出店位置は、運営者及び販売業務受託者の判断の元、定めるものとします。
- 3 出店位置は、原則として3ヶ月を1単位として入れ替えるものとします。
- 4 店舗内における出店位置の入替作業は、運営者及び販売業務受託者が定める日時に出店者が行うものとします。
- 5 商品の陳列は、出店者が行うものとします。
- 6 出店者は、盗難等を防ぐため、死角が発生しにくい陳列や、小さな商品には固定やケーシングを行い、定期的に棚卸しを行うなど、商品管理に努めるものとします。
- 7 電源を必要とする陳列を行う場合は、事前に必ず販売業務受託者に陳列方法、運営管理方法について連絡するものとします。販売業務受託者は事前に確認した方法にもとづき運営の管理を行います。
- 8 出店にあたり、出店者が施設及び什器・備品を汚損・破損した場合は、原状復旧にかかる費用を負担するものとします。

(什器・備品)

第6条

出店者は、持込什器が用意できない場合、運営者の所有する什器・備品を無償で使用することができます。備品、機器類を持ち込み、使用する場合は、必ず事前に販売業務受託者に連絡し、承諾を得るものとします。

(商品の販売)

第7条

- 1 クリエイターズショップ・ループの商品販売は、原則として店舗内のみとします。
- 2 商品の販売における金銭のやりとり、商品の受け渡しは、原則として販売業務受託者が行い、出店者が独自で行うことはできません。
- 3 出店にあたり、出店者は毎月1回以上店頭にて商品説明などを行うものとします。
- 4 出店者が自ら商品の解説を行ったり、指定区画範囲内で宣伝、実演、催事などを実施する場合は、事前に販売業務受託者に連絡を行うものとします。なお、催事の内容に関わらず出店者個別の控室は用意できません。

- 5 運営者は、別に定める出店契約書にもとづき、売上金の5%を差し引いた金額を出店者に支払うものとします。
- 6 出品商品の販売にあたっては、原則としてすべての商品に出店者の名称と連絡先を明記するものとします。
- 7 販売する商品については、返品・交換の可否を明確にするものとします。事前に説明のない商品については、原則として購入から2週間以内の返品交換に応じるものとします。
- 8 販売業務受託者は、出店商品の販売数を運営者及び出店者に報告するとともに、在庫の補充を請求することができます。出店者は販売業務受託者の指定する方法で在庫を補充するものとします。
- 9 在庫商品は運営者の指定する場所に出店者が保管し、商品管理は店頭・在庫ともに出店者が行うものとします。
- 10 納品数と販売数の棚差が発生した場合、あるいは商品の破損、盗難等による損害が発生した場合は、原則として出店者の負担とします。

(広報)

第8条

- 1 運営者は、クリエイターズショップ・ループの広報ツール制作・配布及び名古屋市への広報情報の提供を行うとともに、ショップ・ウェブサイトでの出店者紹介など運営者の持つ広報媒体を活用して、出店者の広報を支援します。
- 2 出店者は、各出店者が持つ広報媒体を活用し、出店者及びクリエイターズショップ・ループの広報活動を積極的に行うものとします。

(出店にあたる注意点)

第9条

- 1 出店者は、出店者説明会に必ず出席するものとします。また出店商品及び出店方法など必要な資料を、定められた期限までに販売業務受託者に提出することとします。
- 2 出店者は、出店にあたり出店名称の提示、出店意図、出店商品に関する資料を、運営者に提出するものとします。
- 3 出店者は運営者の要求に応じ、出店期間中のクリエイターズショップ・ループ以外の活動全体の状況(売上などを含む)を報告するものとします。

(禁止事項)

第10条

- 1 出店者は、定められた出店位置、高さ及び広さの制限を遵守し、区画範囲外で商品の陳列、販売、配布等を行わないものとします。
- 2 火気・危険物の持ち込みは禁止します。
- 3 音響装置の使用は、他の出店者への迷惑となるため禁止します。
- 4 出店区画範囲内を使用するの控室あるいは類似スペースの設置はできません。
- 5 出店者は、販売業務受託者に断りなく出店商品の変更、商品陳列を変更することはできません。
- 6 出店者は、運営者及び販売業務受託者に断りなく、店舗あるいは建物周辺への広告看板の設置、広告物等の配布、呼び込みを行うことはできません。
- 7 出店者が出店商品の搬入、搬出を行う場合は、販売業務受託者に事前に連絡を入れ、建物1階の搬出入口を使用するものとします。搬入にあたっては、搬入用エレベーターを使用し、客用エレベーターを使用することはできません。

(出店資格の取り消し)

第11条

運営者は、以下に該当する事由が発生したときは、出店契約締結後であっても出店者の出店資格を取り消し、出店を取りやめることができます。

- ・出店者に出品資格にかかる虚偽行為があった場合
- ・出店者が本規程に違反したとき
- ・出店者が公序良俗に違反したとき、または乱すおそれがあるとき
- ・その他施設の管理上やむを得ない事由が生じたとき

(規程の変更)

第12条

本規程は予告なく変更される場合があります。

附則

この規程は、平成28年12月20日から施行するものとします。